

次のとおり公共測量を実施するので測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年9月19日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 測量機関
静岡県
- 2 作業の種類
公共測量（1級水準測量）
- 3 作業期間
令和7年9月12日から令和8年3月23日まで
- 4 作業地域
沼津市、三島市、清水町、函南町、伊豆の国市、伊豆市、富士市、静岡市